

## **第8章 水防訓練**

## 第8章 水防訓練

水防管理者(町長)は、消防機関の職員及び団員に対し、隨時水防工法についての技能を習得させるとともに、法第35条に定めるところにより、毎年水防訓練を実施するものとする。

その際は、消防機関のみの水防訓練にとどまらず、住民の防災知識及び災害に対する心構えを確立する意味において、関係諸機関と協力し、多くの住民の参加による実態に即した総合的な訓練を実施するよう努める。